

麻溝サポーターズ倶楽部規約

（名称）

第1条 この会は、「麻溝サポーターズ倶楽部」と称します。

（目的）

第2条 この会は、麻溝地区を支援したいという意向を持つ者が、麻溝地区にて開催される事業や催し物に対し、積極的に応援及び協力を行うとともに、麻溝地区の様々な魅力の発信並びに会員相互、住民との交流及び連携を深めることにより、麻溝地区の更なる振興及び発展を目指すことを目的とします。

（運営主体）

第3条 この会の運営については、会員内の有志の者が行います。また、必要に応じて会長等の役員を置くことができます。

（事務局）

第4条 この会の会員管理や情報発信等を管理する事務局は、麻溝地区まちづくりセンター内に置きます。

（入会資格）

第5条 麻溝地区を支援したいという意向を持つ者なら、どなたでも入会できます。

（活動）

第6条 会及び会員は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を展開するものとします。

（1）この会は、麻溝地区での支援依頼に関する情報を基本的に『LINE（ライン）公式アカウント』を利用して会員に発信します。

（2）会員は、支援する意思があれば、各自の責任において以下の活動等に参加することができます。

（3）麻溝地区の各種イベント、行事その他の活動に対する以下に示す応援及び協力。

- ① 実行委員会等への参加
- ② 開催当日お及び準備作業等への参加
- ③ 開催に関するPR活動及び情報発信
- ④ その他この会の目的達成に必要な活動

(会費)

第7条 この会の会費については、原則無料とします。

(入会手続)

第8条 この会への入会希望者は、麻溝地区サポーターズ倶楽部 LINE 公式アカウントへ登録してください。その際、氏名(必須)、特技(任意)を伝えてください。なお、公式アカウント登録不可の方は、この会への登録の意思と登録情報を事務局にお伝えください。

(退会手続)

第9条 麻溝地区サポーターズ倶楽部からの退会希望者は、麻溝地区サポーターズ倶楽部 LINE 公式アカウントの退会または、事務局への退会申し出をもって、この会からの退会とします。

(個人情報の取り扱い)

第10条 会員を特定することができる情報(以下「個人情報」といいます。)を各種通知、会員管理その他この会の目的の達成に必要な範囲を超えて利用しません。

2 次に掲げる場合を除いて、会員の個人情報を第三者に開示及び提供しません。

(1) 本人の承諾がある場合

(2) 公共の利益の保護の必要がある場合又は法令により開示を求められた場合

(3) 各種文書等の発送について外部業者に委託する場合

(規約の変更)

第11条 この規約は、必要に応じて適宜変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に情報提供します。

付則

この規約は、令和8年 月 日から施行します。